

2022年12月
2023年12月更新

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいのお客さまへ
電気最終保障供給約款でご契約のお客さまへ

東京電力パワーグリッド株式会社

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業における当社対応について

（1）概要

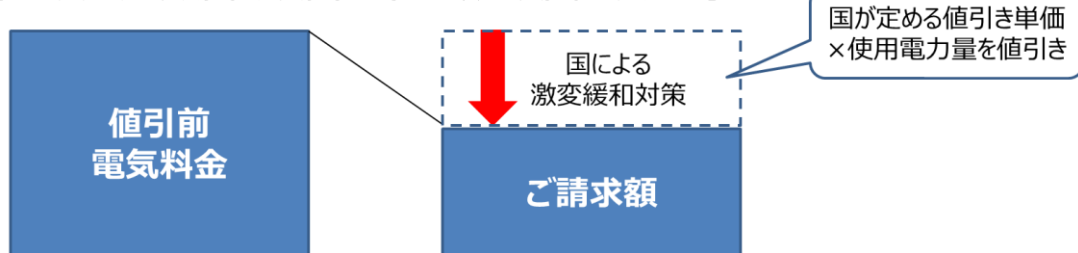
当社は、2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済策」にもとづき、お客さまのご負担軽減を直接的に実現するべく、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に参画しております。

当社は本事業にもとづき、毎月の電気料金計算において燃料費調整単価から国が定める値引き単価を差し引いた上で電気料金をご請求させていただいておりますが、2023年4月1日以降は毎月の電気料金計算において低圧で供給する場合は燃料費調整単価から、高圧で供給する場合は燃料費等調整単価から、国が定める値引き単価を差し引いた上で電気料金をご請求させていただきます。

2023年12月使用分電気料金（2024年1月分としてご請求する電気料金）までの措置としていた支援を継続することになりましたのでお知らせいたします。

※値引きの適用に際しまして、お客さま自身でのお手続きは不要です。

【国による電気・ガス価格激変緩和対策を受けたご負担軽減イメージ】



（2）対象となるお客さま

島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まい（離島等供給約款[低圧用]、離島等供給約款[高圧用]でご契約）のお客さま、および電気最終保障供給約款でご契約のお客さまが値引きの対象となります。

※ 特別高圧にて電気のご契約をいただいているお客さまは、本事業（値引き）の対象外です。

(3) 適用期間

2023年1月ご使用分から2024年5月ご使用分[※]の電気料金(2023年2月分から2024年6月分としてご請求する電気料金)に適用

※ 毎月の検針日が1日(計量日1日)のお客さまについては、2023年2月から2024年6月ご使用分までが対象となります。

(4) 国が定める値引き単価^{※1}

- 2023年9月ご使用分から2024年4月ご使用分^{※2}の電気料金(2023年10月分から2024年5月分としてご請求する電気料金)に対する値引き単価

【低圧】3.5円/kWh(税込)

【高圧】1.8円/kWh(税込)

- 2024年5月ご使用分^{※3}の電気料金(2024年6月分としてご請求する電気料金)に対する値引き単価

【低圧】1.8円/kWh(税込)

【高圧】0.9円/kWh(税込)

※1 定額制のご契約のお客さまは、「別紙」定額制の値引き単価一覧を参照。

※2 毎月の検針日が1日(計量日1日)のお客さまについては、2023年10月から2024年5月ご使用分が対象となります。

※3 毎月の検針日が1日(計量日1日)のお客さまについては、2024年6月ご使用分が対象となります。

(5) 値引き額のご確認方法

値引き額につきましては、当社が月々発行する請求書等の料金明細から以下の算定方法でご確認いただけます。また、引き続き、値引きを行っている旨の表示もご確認いただけます。なお、ご使用量が0kWhの月は、値引きの適用はございません。

値引き額 = 電気ご使用量 (以下①) × 国が定める値引き単価 (以下②)

電気料金等請求書
(Electric bills)

毎度ご利用いただきありがとうございます。 2023年11月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

ご請求金額 5,194円

様

ご使用場所	東京都 三宅島 三宅村 伊豆		
地区番号	01 (計量日: 02)	供給地点特定番号	
お支払期限日	2023年12月 4日		

○ご契約内容	契約種別	従量電灯 B	
	契約容量	30A	
○ご使用期間	10月 2日 ~ 11月 1日	使用日数	31日間
○ご使用量	合計	180kWh	
○今回検計日	11月 2日		
○次回検計予定日	12月 4日		

○ご使用量 合計 180kWh

①

2023年11月分の電気料金につきまして、以下の電気料金等払込用紙にて、お支払いいただきますようお願いいたします。
電気料金は、裏面に記載の「お支払い場所」でお支払いができます。
ご請求金額には、法律で定められた賠償責任相当額(0.09円/kWh)及び廃炉円滑化負担金相当額(0.07円/kWh)を含んでおります。

電気料金等内訳

料金項目	単価(税込)	kVA・kW/kWh	金額(円)	考
電気料金内訳				
基本料金				
電力量料金				
・その他季				
・燃料費等調整額				
再エネ発電賦課金				
課税対象料金				
電気料金(10%)				
料金合計内訳				
課税対象合計(10%)				
うち消費税等相当額				
料金合計				

2023年10月~2024年5月 ▲3.5円/kWh

②

○ご請求金額には、国による以下の電気料金軽減措置が含まれております。
2023年10月~2024年5月 ▲3.5円/kWh 2024年6月 ▲1.8円/kWh
※定額制のご契約は、別途単価が設定されております。詳しくは当社ホームページでご確認ください。

(6) 値引き額の算定方法

<算定例>

① 低圧従量制のお客さま（離島等供給約款 [低圧用]）

・ 各月のご使用量×3.5 円/kWh

※ 例えば使用電力量 400kWh/月のお客さまにおいては、ひと月あたり 1,400 円 (3.5 円/kWh×400kWh) の値引きとなります。

② 低圧定額制のお客さま（離島等供給約款 [低圧用]）

・ 定額電灯・公衆街路灯 A 各契約容量（1 灯 or 1 機器）×値引き単価※

・ 臨時電灯 A 各契約容量（1 契約 1 日につき）×値引き単価※

・ 臨時電力 各契約電力（1 kw 1 日につき）×値引き単価※

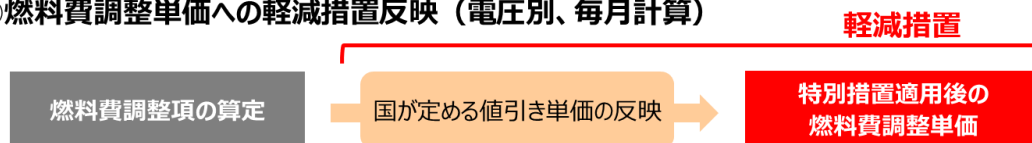
※ 定額制の値引き単価は「別紙」定額制の値引き単価一覧を参照。

③ 高圧のお客さま（離島等供給約款 [高圧用]・電気最終保障供給約款）

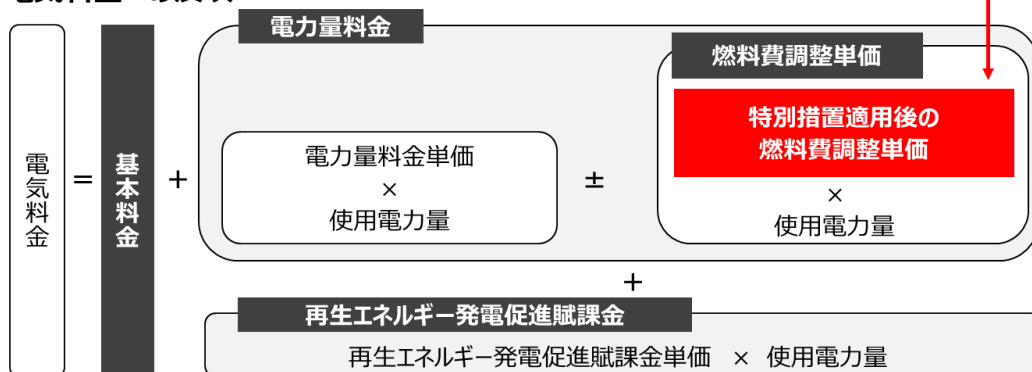
・ 各月のご使用量×1.8 円/kWh

【島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいで低圧でご契約のお客さま】

① 燃料費調整単価への軽減措置反映（電圧別、毎月計算）



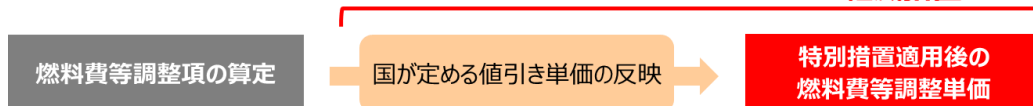
② 電気料金への反映



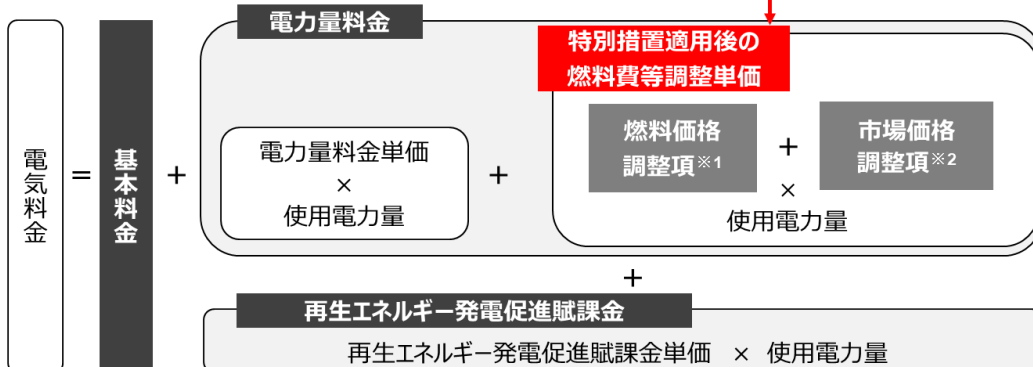
【島嶼地域（伊豆諸島、小笠原諸島）にお住まいで高圧でご契約のお客さま】

①燃料費等調整単価への軽減措置反映（電圧別、毎月計算）

軽減措置



②電気料金への反映



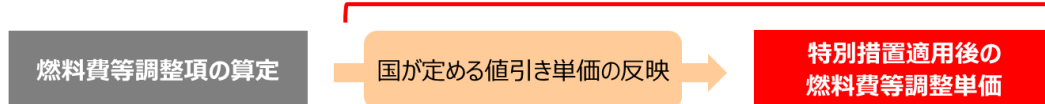
※1 燃料価格調整項は、従来の燃料費調整単価に該当します

※2 卸電力取引市場価格の変動を電力量料金に反映させる仕組みとして、新たに導入します

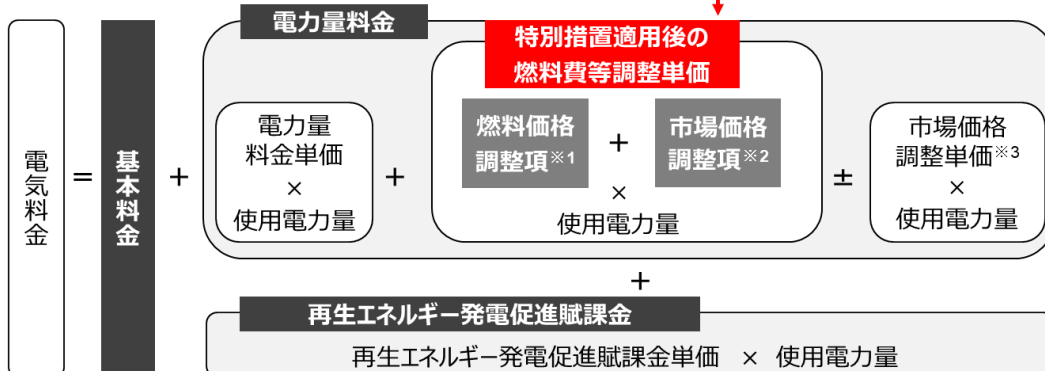
【電気最終保障供給約款でご契約のお客さま】

①燃料費等調整単価への軽減措置反映（電圧別、毎月計算）

軽減措置



②電気料金への反映



※1 燃料価格調整項は、従来の燃料費調整単価に該当します

※2 卸電力取引市場価格の変動を電力量料金に反映させるしくみとして、新たに導入します

※3 2022年9月1日の最終保障供給料金の見直しにおいて導入した卸電力取引市場価格を反映させるためのしくみです

(7) 値引き後の燃調費調整単価および燃料費等調整単価について

月々の燃調費調整単価および燃料費等調整単価は以下よりご確認ください。

<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/liberalization/kyoukyusya/island/adjust.html>

(8) 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

0120-013-305 全日 9:00～17:00 (年末年始を除く)

本事業の詳細は、資源エネルギー庁特設サイトをご覧ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

以上

<別 紙>

・定額電灯および公衆街路灯A

(1月につき)

		令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	13円59銭	6円99銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円98銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円96銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	81円56銭	41円95銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	135円94銭	69円91銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	135円94銭	69円91銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	40円60銭	20円88銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	41円76銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	41円76銭

・臨時電灯A

(1日につき)

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円10銭	56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円13銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円19銭	1円13銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	21円91銭	11円27銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	21円91銭	11円27銭

・臨時電力

(1日につき)

	令和6年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和6年5月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和6年6月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	23円03銭	11円84銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円52銭	5円92銭